

○江田島市障害者施設等への通所等交通費助成事業実施
要綱

令和３年３月１６日
制定

改正 令和３年１１月２日

令和４年３月８日

令和５年３月１日

令和５年４月２１日

（目的）

第１条 この要綱は、障害者施設への通所及び医療機関等への通院等（以下「通所等」という。）に係る交通費の一部を助成することにより、障害者の社会復帰並びに障害児の適切な医療及び療育の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において「障害者施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）第５条第１２項に規定する自立訓練、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う施設をいう。

２ この要綱において「医療機関等」とは次の各号に掲げるものをいう。

（１） 発達障害の診療を行っている市外の医療機関

（２） 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）

３ この要綱において「交通費」とは、自宅から障害者施設（施設外活動を行う場合は活動場所）又は医療機関等までを往復するために要する経費をいう。

4 この要綱において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成25年江田島市規則第24号）第6条第1項の規定により障害福祉サービス受給者証を交付された者

(2) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則（平成25年江田島市規則第25号）第5条第1項の規定により通所受給者証を交付された者

(3) 現に療育の必要があると医師等が認めた者で、医療機関等へ通院等しているもの（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）

（助成金の額等）

第3条 この要綱による助成（以下「助成」という。）は、予算の範囲内で、月単位で行うものとする。

2 助成の金額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 障害者施設への通所に係る交通費の助成においては、420円に対象者が当該月に通所した日数を乗じて得た額と、対象者の当該月の交通費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

(2) 医療機関等への通院等に係る交通費の助成においては、1,080円に障害児を当該月に医療機関等に通院等させた日数を乗じて得た額と、当該月の通院等にかかった交通費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

3 前項に規定する交通費の実支出額は、別表に定める基準により算定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める送迎加算を優先し、その加算額で足りる場合は、助成しないものとする。

（申請）

第4条 助成を受けようとする者又は通所等をする障害者施設及び医療機関等申請の内容に変更があった者は、障害者施設への通所に係るものにあつては障害者施設等への通所等交通費助成申請書（様式第1号）を、医療機関等への通院等に係るものにあつては障害者施設等への通所等交通費助成申請書（様式第1号の2）を市長に提出するものとする。

2 第2条第4項第1号の対象者が、前項の申請又は変更申請を行う場合は、通所等に当たって利用する交通機関について障害者施設の施設長又は代表者（以下「施設長等」という。）の証明を受けた申請書を提出するものとする。

3 第2条第4項第3号の対象者が、第1項の申請をする場合は、医師の診断書等療育の必要性を証明する書類を提出するものとする。

（決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請又は変更申請があった場合は、その内容を審査し、対象者に該当すると認めたときは助成に当たっての条件を付し、障害者施設等への通所等交通費助成（変更）決定通知書（様式第2号）により、対象者に該当しないと認めたときはその理由を付し、障害者施設等への通所等交通費助成不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（請求等）

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた対象者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の請求及び受領を当該施設の施設長等に委任するときは、委任状（様式第4号）を提出するものとする。

2 助成対象者又は助成対象者から委任を受けた施設長等（以下「受任者」という。）は、当該施設の施設長等の証明を受けた請求書（様式第5号）を、市長に提出するものとする。

3 受任者は、交通費支給台帳（様式第6号）を整備し、当該年度終了後、市長に提出しなければならない。

（届出）

第7条 助成対象者は、転居等により本市以外に住所を有することとなった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（取消等）

第8条 市長は、次に掲げる者に係る助成の決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（1） 偽りの費用徴収対象収入を申告し、その結果、助成金の支給を受けていた者

（2） 前条の規定に違反し、本市の住民でなくなったにもかかわらず、届出を行わず助成金の支給を受けていた者

（3） その他不正により助成金の支給を受けていた者

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか事業実施について必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月2日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の規定によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の事項を補正して使用することができる。

附 則（令和4年3月8日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の江田島市障害者施設等への通所等交通費助成事業実施要綱の規定により支給し、又は支給の決定をした助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月１日）

この要綱は、令和５年３月１日から施行する。

附 則（令和５年４月２１日）

この要綱は、令和５年４月２１日から施行し、この要綱による改正後の江田島市障害者施設等への通所等交通費助成事業実施要綱は、同月１日から適用する。

別表（第３条関係）

障害者施設が運行するバス等を利用	当該バス等の利用に係る負担金、利用料等の実費額
船、電車、バス等公共交通機関を利用	普通乗車券・回数券の場合 １回当たりの運賃×利用回数 定期乗車券の場合 購入定期券の額
自家用車を利用	自宅から障害者施設又は医療機関の往復距離（最も経済的な通常の経路による。） １km当たり３８円（原動付自転車の場合は１９円） ※上記の額×利用日数

樣 式 略